

平成27年11月17日

審査結果意見報告書

維新の党幹事長
今井 雅人 殿

党紀委員長 川田 龍平

維新の党党紀委員会は、平成27年11月4日、維新の党執行役員会より、党規約第24条3項に基づき、①平成27年10月22日以降我が党に離党届を提出した議員（以下「離党届提出議員」という。議員名につき、別紙「離党届提出議員一覧」参照）に対する処置及び処分、②「臨時党大会と称する集会」及び「おおさか維新の会結党大会」に出席した議員に対する処分（以下「集会出席議員」という。議員名につき、別紙「集会出席議員一覧」参照）、並びに③大阪府総支部所属議員・首長164名及び片山虎之助議員（以下大阪府総支部所属議員・首長164名を「大阪府総支部所属議員及び首長」、これに片山虎之助議員を加えたものを「大阪府総支部所属議員及び首長他」という。大阪府総支部所属議員及び首長他の名前につき、別紙「大阪地方議員及び首長他一覧」参照）に対する処分、及び大阪府総支部所属議員及び首長から送付された不服申立てについての対応について諮問（以下「本件諮問」という。）を受けたので、以下、これに対する党紀委員会の審査の結果と処分に対する意見を述べる。

第1 党紀委員会による聴聞と審査

1. 聴聞日程の設定と通知

本件諮問を受け、党紀委員会は、平成27年10月26日、11月5日の両日委員会を開き討議を行い、

①離党届提出議員に対して聴聞を、11月10日及び11月11日に行う。

②集会出席議員に対して聴聞を、11月10日及び11月11日に行う。

③大阪府総支部所属議員及び首長に対して聴聞を、11月16日、17日、18日の3日間に行う。

と決定し、これを審査の対象となる各人に通知した。

尚、同通知には、各々期限までに出欠の有無を連絡するよう申し添えるとともに、①及び②について、「出席なき場合は異議なく党紀委員会の処分を受け入れるものとみなす」旨明記した。

2. 聴聞の実施

聴聞の実施状況は以下の通りである。

① 離党届提出議員

ア. 聴聞出席議員

11月10日に村岡敏英議員、11月11日に小沢鋭仁議員、11月16日に小熊慎司議員の聴聞を行った

イ. 聴聞欠席議員

吉田豊史議員、儀間光男議員、椎木保議員、重徳和彦議員からは11月16日までに欠席の連絡を受けた。

下地幹郎議員、鈴木義弘議員からは期限までに一切の連絡を得ていない。

② 集会出席議員

集会出席議員である下地幹郎議員、河野正美議員、室井邦彦議員、清水貴之議員、藤巻健史議員からは期限までに一切の連絡を得ていない。

③ 大阪府総支部所属議員及び首長

平成27年11月9日付で、「大阪維新の会所属議員・首長のうち164名」より、(党紀委員長らは)「聴聞手続きをする権限は一切なく、聴聞へは行く必要がない」旨の書面を得た。

3. 党紀委員会の審査

以上を踏まえ、平成27年11月16日党紀委員会を開催し、審査対象となる各人についての調査及び聴聞の結果を総合的に討議・審査した上で、以下の意見を取りまとめた。

第2 党紀委員会意見

1. 前提となる事情

我が維新の党執行部は、実質的分裂状況のなか、円満解決を図り粘り強く交渉を重ねてきたが、10月14日に突如、東徹参議院議員から、松野代表や現執行部に正統性はない、10月24日に臨時党大会を開催する、自らが党大会実行委員長となる、との「通知書」が執行部に届いた。しかしながら、党大会の開催は維新の党規約第6条3項で「執行役員会の承認に基づき、代表が召集する。」と定められ、10月13日の執行役員会で党大会規則も明確化されており、これら規約に反する東氏の通知は、党の

規約を無視して、勝手に「臨時党大会」と称する集会を開催することをもくろむものと評価せざるを得ないものであった。

このような党の緊急事態に対応して、10月14日幹事会が開催され（以下「10月14日幹事会」という。）、東徹氏、片山虎之助氏、馬場伸幸氏の3名に対し、下記①及び②の処分案を策定した。

①東徹氏は維新の党所属議員でありながら、党の規約を無視し新党を立ち上げるための「臨時党大会」なる集会を実行委員長として開催することが明示されている「通知書」を執行部に届け、新党結成に主導的な役割を果たしていることが明らかになった。この行動は維新の党党紀規則第2条3項で禁止している本政党の結束を乱す反党行為に該当するので、10月14日、幹事会を開催し、同規則第4条に基づき東徹氏を除名処分とする。

②片山虎之助、馬場伸幸両氏は維新の党所属議員でありながら、新党に参加する意思を示し、あるいは新党結成を主導する行動をとり、松野代表や執行部の正統性を根拠なしに公然と否定・非難するという「通知書」の内容に沿った記者会見を行った。このような行動は維新の党党紀規則第2条3項で禁止する本政党の結束を乱す反党行為に該当することから、片山虎之助、馬場伸幸両氏を除名処分とする。

上記①及び②の処分案は、同日、執行役員会及び緊急の党紀委員会に諮られた後了承され、即日、本人らに通知された。

更に10月14日幹事会において、下記③の処分案が策定された。

③大阪府総支部所属の国会議員の足立康史氏、伊東信久氏、井上英孝氏、浦野靖人氏、遠藤敬氏、木下智彦氏、谷畑孝氏、松浪健太氏、丸山穂高氏の9名に対しては、維新の党所属の国会議員でありながら、新党参加に向けた発言と行動を重ねており、これらは維新の党党紀規則第2条3項で禁止する本政党の結束を乱す反党行為に該当することから、除名処分とする。

上記③の処分案は、同日、執行役員会及び緊急の党紀委員会に諮られた後了承され、翌15日、本人らに通知された。

また、10月14日幹事会は、下記④の決定及び下記⑤の処分案を策定した。

④大阪府総支部に対し地域政党としての指定を解除し、大阪府選出国會議員選挙区支部、大阪府総支部・市区町村支部を廃止する。

⑤大阪府総支部に所属する地方議員153名（市長・府議会議員・市議会議員・町議会議員）は、④の決定により維新の党の党員資格を失うことと同等となる。またこれらの者は、維新の党所属の議員・首長でありながら、大阪府総支部として組織的に新党立上げの意思決定に参画するなどの行動を行っている。係

る行為は、維新の党党紀規則第2条3項で禁止する本政党の結束を乱す反党行為に該当することから、同規則第4条に基づき除名処分とする。

上記④の決定及び⑤の処分は、同日、執行役員会及び緊急の党紀委員会に諮られた後了承され、翌15日、該当する機関、関係者及び本人に速達で郵送された。

2. 離党届提出議員の対応について

(1) 聴聞内容

聴聞に出席した議員の聴聞内容は以下の通りである。

① 村岡敏英議員（11月10日）

公開を予定していない聴聞ですので空白といたしました。

② 小沢鋭仁議員（11月11日）

公開を予定していない聴聞ですので空白といたしました。

③ 小熊慎司議員（11月16日）

公開を予定していない聴聞ですので空白といたしました。

(2) 処分

上記議員らは、自発的に離党届を提出した事情に鑑み、
小沢鋭仁議員、村岡敏英議員、小熊慎司議員、重徳和彦議員、
吉田豊史議員、鈴木義弘議員に対しては離党を認めるのが相当である。

3. 集会出席議員の処分について

下地幹郎議員、儀間光男議員、椎木保議員、河野正美議員、室井邦彦議員、清水貴之議員、藤巻健史議員は、おおさか維新の会結党大会に出席（代理出席含む）していたことが確認されている。係る行為が重大なる反党行為であることは明らかである。

また同人らからは、欠席の返答があった儀間光男議員、椎木保議員以外は、聴聞に対する出欠の連絡すら一切なく、党紀委員会の諮問審査に基づく処分を異議なく受け入れるものとみなされる。

従って、下地幹郎議員、儀間光男議員、河野正美議員、室井邦彦議員、
清水貴之議員、藤巻健史議員に対する処分は、除名が相当である。

椎木保議員に対する処分は、同人が、吉村洋文議員の辞職に伴う繰り上げ当
選時において、維新の党にとどまることを宣言する誓約書に自ら署名捺印したに
もかかわらず、何らの理由を述べることなくこれを破棄し、弁明すら行っていない
経緯に鑑み、除名が相当である。

4. 大阪府総支部所属議員及び首長に対する処分について

(1) 東徹議員、馬場伸幸議員の2名及び、大阪府総支部所属の国会議員9名の処分について

党紀委員会は、新党結成へ中心的役割を果たした東徹議員、馬場伸幸議員の2名の除名処分は当然であり、議論の余地がないものとする。また、2名に準ずる役割を果たした大阪府総支部所属国会議員の足立康史議員、伊東信久議員、井上英孝議員、浦野靖人議員、遠藤敬議員、木下智彦議員、谷畑孝議員、松浪健太議員、丸山穂高議員9名についても、除名処分は当然であり、議論の余地がないものとする。

従って、東徹議員、馬場伸幸議員、足立康史議員、伊東信久議員、
井上英孝議員、浦野靖人議員、遠藤敬議員、木下智彦議員、谷畑孝

議員、松浪健太議員、丸山穂高議員の11名に対する処分は、従前の処分の通り、除名が相当である。

(2) 大阪府総支部に所属する地方議員・首長153名の処分について

① 処分の経緯

党紀委員会としては、10月14日及び15日に除名処分とした(以下「本件従前の処分」という。)大阪府総支部に所属する地方議員153名(市長・府議会議員・市議会議員・町議会議員)に対する本件従前の処分は、大阪府総支部が組織として維新の党に敵対する行動をとることに対し、組織防衛のためのやむを得ない対抗措置として取られたものであり、わが党を消滅させようとする画策に対し、緊急措置として党紀規則に則った手続きを踏んで行われた正当な処分であると認識している。

一方で、そのような切迫した状況下の対処であったとしても尚、各地方議員・首長に対しては、迅速かつ緊急的な聴聞の機会を設定するなど、可能な限り丁寧な対応が必要だったものと言わざるをえず、その点、率直に遺憾の意を表明する。

尚、本件従前の処分は、執行役員会において、大阪府総支部に対する地域政党としての指定を解除し、大阪府選出国會議員選挙区支部、大阪府総支部・市区町村支部を廃止したことから、これらの組織に所属している地方議員・首長の所属組織が失われ、党籍が喪失されて、除名と同様の結果となっているという趣旨であったが、各人への通知において、この点についての説明が十分でなかったことについても、率直に遺憾の意を表明する。

維新の党執行役員会のこれらの対応に対し、大阪府総支部所属議員及び首長164名より、平成27年10月21日付で党紀処分に対する不服申立書が到達したことから、党紀委員会は、164名一人一人の言動に関する事実関係について詳細に調査を行った。

そのうえで、上記の通り、11月16日、17日、18日の3日間各人の聴聞を実施する旨通知し、事実関係を審査したうえで、全く反党行為を行っていないことが確認されたものに対する処分の撤回を含め、本件従前の処分についての党紀委員会の意見を取りまとめる予定であったが、平成27年11月9日付で、大阪府総支部所属議員及び首長164名より、(党紀委員長らは)「聴聞手続きをする権限は一切なく、聴聞へは行く必要がない」旨の書面が送付されてきたことから、聴聞は行

われなかった。

② 追加的聴聞予定事項

尚党紀委員会では、聴聞が行われた場合、報道等で問題となっている以下の事項についての事実関係を確認するために、関係する各人に追加的に聴聞を行う予定であったので、参考のためこれを記す。

- ア. 大阪府議会議員 浅田 均氏
「編集に携わった書籍250冊の購入費の半額10万円を政務調査費より支出」
- イ. 大阪府議会議員 池下卓氏
「いすや机の購入費（20万円）の9割を政務調査費より支出」
- ウ. 大阪府議会議員 鈴木 憲氏
「本来認められない用途で街宣車を使用し、政務調査費177万円を流用」
- エ. 大阪府議会議員 橋本 和昌氏
「架空のタクシー代24万円を政務研究費として計上」
- オ. 大阪市議会議員 飯田 哲史氏
「政務調査費を充てた事務所の賃料に関するマネーロンダリングが発覚」
- カ. 大阪市議会議員 市位 謙太氏
「タブレット端末やパソコンを計二台ずつ購入の際、総額約37万3000円のうち8割を政務調査費より支払っていたことが発覚」
- キ. 大阪市議会議員 伊藤 良夏氏
「高級車レクサス購入に政活費を不適切支出し80万円を返還」
- ク. 大阪市議会議員 井戸 正利氏
「東日本大震災のがれき処理に関する市議会への陳情書を、「市外からの扇動家が送り付けてきたデマだらけのもの」としてその書類をゴミ箱に捨てた写真を自身のブログで公開」
「新潟県へ出張の際、昼食前に自身のツイッターで「旅費（公費）から出るみたいですので、市民の皆様、ごちそう様です。きちんと勉強し還元しますと更新」

「同僚である大阪市議会議員の本田リエの胸部を触っている2013年頃の写真が報じられ、これに対し週刊誌の取材に「触診です」と答えた」

- ケ. 大阪市議会議員 今井 篤氏
「2012年4月に入学した大学院の入学金28万2000円のうち半額を政務調査費より支払っていたことが発覚」
- コ. 大阪市議会議員 梅園 周氏
「7万4800円のダイソン掃除機を購入の際8割を政務調査費より支払っていたことが発覚」
- サ. 大阪市議会議員 大橋 一隆氏
「エアコンやキャビネットなどの設備代や、ゴム印などの文房具代の総額のうち、8割以上を政務調査費より払っていたことが発覚、総額は約175万円」
- シ. 大阪市議会議員 木下 誠氏
「政務調査費のうち200万円の支出に領収書がない不備」「都構想反対派の市民を恫喝」
- ス. 大阪市議会議員 本田 リエ氏
「政活費でインク購入一実はお茶」
- セ. 大阪市議会議員 田辺 信広氏
「日本維新の会結党のための討論会に出席する駐車場代などを、政務調査費から支出、同僚である大阪市議会議員の本田リエに抱きついたり足のにおいを嗅ぐなどの2013年頃の写真が週刊誌に報じられる」
- ソ. 大阪市議会議員 丹野 壮治氏
「79800円の電動アシスト自転車を購入の際、全額の7割を政務調査費より支払っていたことが発覚」
- タ. 大阪市議会議員 奥野 康俊氏
「2014年、閉鎖されているホームページの運営費用として、親族の男性に対し計約262万円を政務活動費から支払っていた疑惑が発覚」
- チ. 堺市議会議員 池田克史氏
「市議会中（公務中）にツイッターを使うためトイレに行き問題となった」
- ツ. 堺市議会議員 黒瀬大氏
「小林由佳のチラシ印刷を業者として請け負っていた

が、印刷をしていなかった。4人の給与やアルバイト代などの人件費約247万3300円について政務活動で支出、後に市監査委員が市長に返還勧告」

テ. 堺市議会議員 小林由佳氏

「実態のない広報チラシに政務活動費371万円を支出するなど何年にもわたり1000万円近い流用を重ねている」

ト. 茨木市議会議員 山本隆俊氏

「2連などのポスターに虚偽の日程を掲載し、新聞沙汰になる」

ナ. 寝屋川市議会議員 森忠久氏

寝屋川市内に居住実態がなく、当選無効と市選管が決定。「7月31日、決定を不服として府選管に審査を申し出た」

ニ. 東大阪市議会議員 大坪 和弥氏

「東大阪市内での居住実態がないと市民から異議申し立て」

ヌ. 東大阪市議会議員 森脇 けいじ氏

「東大阪市内での居住実態がないと市民から異議申し立て」

ネ. 東大阪市議会議員 こばた 治彦氏

「東大阪市内での居住実態がないと市民から異議申し立て」

(3) 処分

党紀委員会は、大阪府総支部に所属する地方議員153名に対する本件従前の処分の手続きが必ずしも十分でなかったことを認め率直にこれに遺憾の意を表明するが、一方で、緊急事態において、正当な手続きの下とられた正当な臨時的処分であることを、重ねて確認する。

その上で大阪府総支部に所属する地方議員153名の処分について検討するに、報道等において、大阪府総支部所属議員及び首長の大半が「おおさか維新の会結党大会」に出席するという重大な反党行為を行ったと報じられている状況下において、平成27年11月9日付で、大阪府総支部所属議員及び首長164名より、(党紀委員長らは)「聴聞手続きをする権限は一切なく、聴聞へは行く必要がない」旨の書面を送付し、何ら聴聞に応じようと

しないことそれ自体が、同人らが本件従前の処分の時点より維新の党への反党行為を行っていたことの証左であると同時に、同人らにおいても、維新の党が、党紀委員会の諮問審査に基づき、同人らの行為をそのように認識し、そのような認識のもとに同人らに処分を下すことに何ら異議ないものとみなさざるを得ない。

従って、大阪府総支部に所属する地方議員・首長153名の本件従前の処分は、これを変更することなく維持することが相当である。

以上